

令和6年度からの施設使用料金改定に関する一部減免について

Q1：どのような減免があるのでしょうか？

要保護・準要保護世帯利用（Q2）、特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用（Q3）、長期利用（Q4）について減免があります。

また、幼児（年少～年長）、子供（小学生～高校生）については、4泊以上の利用で期間中定額（Q5）となります。学生については、7泊以上の利用で期間中定額（Q6）となります。

Q2：要保護・準要保護世帯を対象とした一部減免とは？

学校団体（部活・サークルを含む）として利用する該当世帯の小学生～高校生の子供を対象とした減免制度です。

また、該当世帯の就学前～高校生の子どもたちに帯同する大人にも適用されますが、「帯同する大人」とは、引率者ではなく、要保護・準要保護世帯の大人となります。

申請にあたっては、申請書の提出が必要となります。（申請書は現在作成中）

一部免除料金

施設使用料	幼児（年少未満）	0円 /1泊		
	幼児（年少～年長）	300円 /1泊		
	子供（小学生～高校生）	600円 /1泊	→	300円 /1泊
	学生（大学・短大等の学生利用）	1,200円 /1泊	→	300円 /1泊
	大人（18歳以上）	2,500円 /1泊	→	300円 /1泊

※テント泊での一部免除料金は、子供・学生・大人とも300円/1泊となります。

Q3：特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用の一部免除とは？

経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体等を対象とした減免制度です。ただし、当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除きます。

大人については、子供たちに帯同する場合、または、子供たちの活動の下見の場合が対象となります。

申請にあたっては、申請書の提出が必要となります。（申請書は現在作成中）

一部免除料金

施設使用料	幼児（年少未満）	0円 /1泊		
	幼児（年少～年長）	300円 /1泊		
	子供（小学生～高校生）	600円 /1泊	→	300円 /1泊
	学生（大学・短大等の学生利用）	1,200円 /1泊	→	300円 /1泊
	大人（18歳以上）	2,500円 /1泊	→	300円 /1泊

※テント泊での一部免除料金は、子供・学生・大人とも300円/1泊となります。

**Q4：長期利用を対象とした一部減免とは？**

7泊以上かつ30人以上の団体の大人が対象となります。大人が1名であっても適用されます。

施設使用料	大人（18歳以上）	2,500円 /1泊	→	<u>一部免除料金</u> 1,200円 /1泊
-------	-----------	------------	---	-----------------------------

**Q5：幼児と子供の4泊以上での定額とは？**

幼児の利用については、4泊以上の利用で期間中900円の定額となります。

また、子供の利用については、4泊以上の利用で期間中1,800円の定額となります。

施設使用料	幼児（年少未満）	0円 /1泊	→	900円定額
	幼児（年少～年長）	300円 /1泊		
	子供（小学生～高校生）	600円 /1泊	→	1,800円定額

4泊以上の料金

※テント泊利用での泊数による定額料金の設定はありません。

**Q6：学生の7泊以上での定額とは？**

学生の利用については、7泊以上の利用で期間中7,500円の定額となります。

施設使用料	学生（大学・短大等の学生利用）	1,200円 /1泊	→	<u>7泊以上の料金</u> 7,500円定額
-------	-----------------	------------	---	----------------------------

※テント泊利用での泊数による定額料金の設定はありません。

**お問い合わせ**

国立若狭湾青少年自然の家 事業推進係

Mail : [wakasawan-ji@niye.go.jp](mailto:wakasawan-ji@niye.go.jp)

電話 : 0770-54-3100 (代)